

改正雇用保険法のポイントと 人材開発支援助成金の概要

—教育訓練の充実と子ども・子育て支援へ向けて—

昨年改正された雇用保険法は、雇用保険の適用拡大や教育訓練に関する給付金等の充実などが盛り込まれ順次施行されてきているところですが、本年4月以降に本格的なスタートを迎えます。

また、子ども子育て支援法の改正に伴い雇用保険が改正され、これまでの育児休業給付のほかに新たな育児休業関連の給付金制度が4月に創設されます。

そこで今回は改正法の具体的な内容、ポイントと併せ、従業員に職業訓練を実施したときに支給される助成金の要件や留意点について、新潟労働局の担当官を招きセミナーを開催することといたしました。多数の参加をお待ちしております。

CONTENTS

1. 改正雇用保険法のポイント

- (1) 育児休業に関わる新たな給付制度の創設等
- (2) 教育訓練やリスキリング支援の充実等
- (3) 雇用保険の適用拡大
- (4) その他

2. 人材開発支援助成金の概要

- (1) 10時間以上の OFF-JT（人材育成支援コース）
- (2) 高度なデジタル人材、成長分野の人材等を育成する（人への投資促進コース）
- (3) 事業展開等に伴い必要となる知識の習得（事業展開等リスキリング支援コース）
- (4) その他

開催日時	令和7年3月12日（水） 14時00分～15時30分
会場	経協会館3階ホール（新潟県経営者協会）新潟市中央区川岸町1-47-3
講師	新潟労働局 職業安定課雇用保険係長 高橋 勇一 様 同 職業対策課助成金センター地方職業指導官 金子 新一 様
定員	60名（定員に達し次第締め切らせていただきます。）
受講料	無 料

申 込 方 法	下記申込書にて FAX (025-267-2310) または ホームページ (https://www.niigata-keikyo.jp) よりお申し込みください。 ※受講票は発行いたしません。定員に達し、受講できない場合はご連絡いたします。
申 込 締 切 日	令和 7 年 3 月 5 日 (水)
備 考	<u>駐車場がございませんので、近隣の有料駐車場（陸上競技場、白山公園等） をご利用ください。</u>
お 問 合 せ	(一社)新潟県経営者協会 事務局 TEL (025) 267-2311

(一社)新潟県経営者協会 行 FAX (025) 267-2310

臨時セミナー申込書（3 / 1 2）

会 社 名		
所 在 地	(〒)	
ご 担 当 者	お名前	所属・役職
連 絡 先	TEL:	FAX:

参加者氏名 (フリガナ)		所属・役職
1	()	
2	()	

ご記入いただいた個人情報は、本セミナーに関するお申込者様への連絡、受付やセミナーの運営のために利用いたします。また、今後各種セミナーや当協会の事業等に関する情報をお届けするために、利用することがございます。なお、ご本人から同意を頂いた場合、または法令に基づく場合を除き、お預かりした個人情報を第三者に提供することはありません。